

別表第三第五九項を削る。

別表第三第六〇項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三〇項とする。

別表第三第六一項中「〇・一」を「〇・八」に改め、同項を同表第三一項とする。

別表第三第六二項から第六七項までを削る。

別表第三第六八項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三三項とする。

別表第三第六九項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三三項とする。

別表第三第七〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第三四項とする。

別表第三第七一項中「〇・〇」を「〇・四」に改め、同項を同表第三五項とする。

別表第三第七二項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第三六項とする。

別表第三第七三項を同表第三七項とする。

別表第三第七四項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第三八項とする。

別表第三第七五項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第三九項とする。

別表第三第七六項中「〇・四」を「〇・六」に改め、同項を同表第四〇項とする。

別表第三第七七項中「〇・〇」を「〇・六」に改め、同項を同表第四一項とする。

別表第三第七八項中「第九四〇一・九〇号の一又は」を削り、「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四二項とする。

別表第三第七九項及び第八〇項を削る。

別表第三第八一項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第四三項とする。

別表第四第一二項中「第六四・〇四項、第六四〇五・一〇号の一若しくは二又は第六四〇五・九〇号の一」を「から第六四・〇五項まで」に改め、同項を同表第一五項とする。

別表第四第一一項を同表第一四項とする。

別表第四第一〇項中「又は第六二・一一項」を「第六二・一項又は第六二・一五・一〇号」に改め、同項を同表第一三項とする。

別表第四中第九項を第一二項とし、第四項から第八項までを三項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

五 関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品を除く。）

六

関税率表第四三〇一・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち  
羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの

別表第四第二項の次に次の一項を加える。

三

関税率表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品

別表第四に次の七項を加える。

一六

関税率表第七〇・一八項に掲げる物品

一七

関税率表第七一・一三項、第七一一七・一九号又は第七一一七・九〇号の一に掲げる物品

品

一八

関税率表第七二〇一・一一号、第七二〇一・一九号、第七二〇一・三〇号、第七二〇二・四九号、第七二〇一・五〇号又は第七二〇一・七〇号から第七二〇一・九二号までに掲げる物品

関税率表第七二〇一・九九号に掲げる物品のうち

りん鉄以外のもの

一九	関税率表第九一一三・九〇号の二の(一)に掲げる物品
二〇	関税率表第九三〇五・九九号の一に掲げる物品
二一	関税率表第九四〇一・九〇号の一に掲げる物品
二二	関税率表第九六〇五・〇〇号に掲げる物品

第六条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第三号中「第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号及び第一〇〇一・九九号」に、「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号及び第一〇〇三・九〇号」に、「第一〇〇八・九〇号の二の(一)」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。

第八条第一項第一号中「コンポジションレザーリー製又はパテントレザーリー製」を「又はコンポジションレザーリー製」に改める。

別表第一第一〇三・〇三項及び第一〇三・〇四項を次のように改める。

ザーリー製」に改める。

○三・○三

魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他魚肉を除く。）

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ）、  
いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカル  
ドウス及びサルディノ・ブス属又はサルディネルラ属のもの）、  
さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララ  
シクス及びスコムベル・ヤボニクス）、あじ（トラクルス属の  
もの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）及びめかじき  
(クスィファス・グラディウス)（肝臓、卵及びしらこを除  
く。）

○三〇三・五四

さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラ  
ラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）

○三〇三・九〇

肝臓、卵及びしらこ

二 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のも

の）の卵

○三・〇四

魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わな

い。）

その他のもの（冷凍したものに限る。）

○三〇四・九四

すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）のうち

すり身

○三〇四・九五

さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわり  
ひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の  
もの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除  
く。）

一 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属の

四・二%

四・二%

もの) のうち

すり身

四・二%

別表第一第〇三・〇七項中「水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）」を「くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物」に改め、同表第〇三〇七・四九号中「もんごういか」の下に「（セピア・オフイキナリス）」を加える。

別表第一第〇四〇一・一〇号中「並びに第〇四〇一・二〇号の一の〔〕及び〔〕」を「第〇四〇一・四〇号の一並びに第〇四〇一・五〇号の一の〔〕及び〔〕」に改め、同表第〇四〇一・二〇号を削り、同表第〇四〇一・一〇号の次に次の二号を加える。

○四〇一・四〇 脂肪分が全重量の六%を超える以下のもの

一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

一一五%

○四〇一・五〇

脂肪分が全重量の一〇%を超えるもの

一 滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの及び脂肪分が全重量の一三%以上のクリーム（滅菌し、冷凍し又は保存に適する処理をしたもの）を除く。）

(一)

脂肪分が全重量の四五%以下のもののうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

二五%

(二) その他のもののうち

その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの

二五%

別表第一第〇七一三・一〇号中「いんげん豆」の下に「第〇七一三・三四号の二の〔〕に掲げるバンバラ豆、第〇七一三・三五号の二の〔〕に掲げるささげ」を、「そら豆」の下に「第〇七一三・六〇号の二の〔〕に掲げるき豆」を加え、同表第〇七一三・三三二号の次に次の二号を加える。

○七一三・三四 バンバラ豆（ヴィイグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイ

ア・スブテルラネア）

二 その他のもの

(二) その他のもののうち

共通の限度数量以内のものの

○七一三・三五

ささげ (ヴィグナ・ウングイクラタ)

二 その他のもの

(二) その他のもののうち

共通の限度数量以内のものの

別表第一第一〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

○七一三・六〇

き豆 (カヤヌス・カヤン)

二 その他のもの

(二) その他のもののうち

共通の限度数量以内のもの

一〇%

一〇%

別表第一第一〇・〇一項を次のように改める。

一〇・〇一

小麦及びメスリン

二〇一

デュラム小麦

一〇〇一・一一

播種用のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

その他のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに

無税

係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項  
第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めると  
ころにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

その他のもの

一〇〇一・九一

播種用のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二  
条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による  
連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに  
係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項  
第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めると  
ころにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

メスリン

その他のもの

無税

二〇%

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

## メスリン

## その他のもの

別表第一第一〇・〇三項を次のように改める。

一〇・〇三

大麦及び裸麦

一〇〇三・一〇

播種用のもののうち

二〇%  
無税

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条

の規定により輸入するもの、同法第四三條の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

一〇〇三・九〇

その他のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

別表第一第一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇八

そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物

一〇〇八・六〇

ライ小麦のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

別表第一第一二・〇二項を次のように改める。

一一・〇二 落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）

一一〇一・三〇

播種用のもののうち

無税

この号、第一二〇一・四一号及び第一二〇一・四二号に掲げる落花生について、七五、〇〇〇トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの

その他のもの

一一〇一・四一

殻付きのもののうち

共通の限度数量以内のもの

一一〇一・四二

殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）のうち

共通の限度数量以内のもの

一〇%  
一〇%

別表第一第一九〇四・三〇号を次のように改める。

一九〇四・三〇 ブルガール小麦のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

別表第一第二七・一〇項を次のように改める。

二七・一〇 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石

油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。)

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 撻発油

C その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するも

の

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

(2) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用する

もの

(三) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

無税

無税

無税

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

(一) 灯油

B その他のもの

二七一〇・一九

(1)

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

(2)

その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用する

もの

(二) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のも

の

(b)

その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引

火点が温度一二〇度以下のもの（本邦に到着

無税

無税

無税

---

一七一〇・二〇

---

漁業の用に供するもの

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）

一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含

---

無税

---

む。)

(一) 撥発油

C その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(二) 灯油

B その他のもの

(1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量  
が全重量の九五%以上のものに限る。）

(2) その他のもののうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するも

の

(三) 軽油のうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

無税

無税

無税

無税

## (四) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(b) その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの

無税

別表第一第四一〇一・一〇号中「原皮」の下に「スピリットしてないもので、」を加える。  
別表第一の三第一〇・〇一項を次のように改める。

一〇・〇一	小麦及びメスリン
一〇〇一・一一	デュラム小麦 播種用のものうち
<hr/>	
別表第一第一〇〇一・一一号に掲げる	
一キログラムにつき一	一キログラムにつき一
一円六三錢	一円一七錢
一円一七錢	〇円九〇錢
〇円九〇錢	〇円五三錢
〇円一七錢	〇円一七錢
円八〇錢	一円六三錢

一〇〇一・一九

その他のもののうち

別表第一第一〇〇一・一九号に掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき一円六三銭

一キログラムにつき一円二七銭

一キログラムにつき一円九〇銭

一キログラムにつき一円五三銭

一キログラムにつき一円一七銭

その他のもの

播種用のもののうち

別表第一第一〇〇一・九一号に掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき一円六三銭

一キログラムにつき一円二七銭

一キログラムにつき一円九〇銭

一キログラムにつき一円五三銭

一キログラムにつき一円一七銭

一〇〇一・九一

一〇〇一・九九

その他のもののうち

別表第一第一〇〇一・九一号に掲げる  
税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき一円六三銭

一キログラムにつき一円二七銭

一キログラムにつき一円九〇銭

一キログラムにつき一円五三銭

一キログラムにつき一円一七銭

別表第一の三第一〇・〇三項を次のように改める。

一〇・〇三

大麦及び裸麦

は  
播種用のもののうち

別表第一第一〇〇一・一〇号に掲げる税

率の適用を受けるもの以外のもの

一〇〇三·九〇

その他のもののうち

別表第一第一〇〇三・九〇号に掲げる税  
率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第一〇・〇八項を次のように改める。

そば、ミレット及びカナリーシード並びにそ  
の他の穀物

別表第一第一〇〇八・六〇号に掲げる税  
率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき一円六三銭	一キログラムにつき一円二七銭	一キログラムにつき一円九〇銭	一キログラムにつき一円五三銭	一キログラムにつき一円一七銭	一キログラムにつき一円八〇銭
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

別表第一の三第二九〇四・三〇号を次のように改める。

一九〇四·三〇

別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる  
率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラム

ムにつき三 ムにつき二 ムにつき一 ムにつき二 ムにつき一 ムにつき二  
〇円二〇銭 九円四〇銭 八円六〇銭 七円八〇銭 七円 六円二〇銭

別表第一の六第三項の品目欄中「第〇四〇一・三〇号の一の〔〕」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の〔〕」に、「第〇四〇一・三〇号の一の〔〕」を「第〇四〇一・五〇号の一の〔〕」に改める。

別表第一の六第一二項の品目欄中「第〇七一三・二二三号の一の〔〕」の下に「第〇七一三・三〇四号の一の〔〕、第〇七一三・三五号の一の〔〕」を、「第〇七一三・五〇号の一の〔〕」の下に「第〇七一三・六〇号の一の〔〕」を加える。

別表第一の六第一三項の品目欄中「第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号又は第一〇〇八・九〇号の二の〔〕」を「第一〇〇一・一一号、第一〇〇一・一九号、第一〇〇一・九一号、第一〇〇一・九九号又は第一〇〇八・六〇号」に改める。

別表第一の六第一四項の品目欄中「第一〇〇三・〇〇号」を「第一〇〇三・一〇号又は第一〇〇三・九〇号」に改める。

別表第一の六第二二項を次のように改める。

二一 関税率表第一二〇一・三〇号に掲げる物品	一キログラムにつき二	一キログラムにつき二	一キログラムにつき二	一キログラムにつき二
関税率表第一二〇一・四一號又は第一二〇二・四二號に掲げる物品のうち	三五円九四	二九円八九	二三円八三	一七円七八
関税定率法第一二三条第一項の規定の適用を受けないもの	錢	錢	錢	錢

別表第一の七第三項中「第〇四〇一・三〇号の一の(丁)」を「第〇四〇一・四〇号の一又は第〇四〇一・五〇号の一の(丁)」に改める。

別表第一の七第四項中「第〇四〇一・三〇号の一の(イ)」を「第〇四〇一・五〇号の一の(イ)」に改める。

三五  
関税率表第〇七一三・三四号の二の〔〕又は第〇七一三・三五号の二の〔〕に掲げる物品  
関税率表第〇七一三・三九号の二の〔〕に掲げる物品のうち  
竹小豆以外のもの

別表第一の七第三六項中「竹小豆以外のもの」を「竹小豆」に改める。

別表第一の七第三八項中「関税率表」の下に「第〇七一三・六〇号の二の二又は」を加える。

別表第一の七第三九項中「第一〇〇一・一〇号」を「第一〇〇一・一一号又は第一〇〇一・一九号」に改める。

別表第一の七第四〇項中「第一〇〇一・九〇号」を「第一〇〇一・九一號又は第一〇〇一・九九号」に改める。

別表第一の七第四一項から第四四項までを次のように改める。

四一	関税率表第一〇〇一・九一號に掲げる物品のうち メスリン以外のもの
四二	関税率表第一〇〇一・九九号に掲げる物品のうち メスリン以外のもので飼料用のもの以外のもの
四三	関税率表第一〇〇三・一〇号に掲げる物品 関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち

		飼料用のもの以外のもの
四四	関税率表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち 飼料用のもの	
六九	関税率表第一二〇一・三〇号に掲げる物品のうち 殻付きのもの	別表第一の七第四五項中「第一〇〇八・九〇号の二の」を「第一〇〇八・六〇号」に改める。 別表第一の七第六九項及び第七〇項を次のように改める。
七〇	関税率表第一二〇一・四一号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの 関税率表第一二〇一・三〇号に掲げる物品のうち 殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。） 関税率表第一二〇一・四二号に掲げる物品のうち 関税定率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの	

あひる、がちよう又はほろほろ

鳥のもの

○二〇七・三一

分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

る。）

二 その他のもの

○二〇七・三三

分割してないもの（冷凍したものに限る。）

一 あひるのもの

二 その他のもの

脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○二〇七・三四  
○二〇七・三五

その他もの（生鮮のもの及び

四・八%

四・八%

四・八%

無税

を

び冷蔵したものに限る。)

二 その他のもの  
四・八%

○一〇七・三六  
その他のもの（冷凍したものに限る。）

一 肝臓  
無税

二 その他のもの

(一) あひるのもの  
(二) その他のもの

四・八%  
四・八%

無税

あひるのもの

○一〇七・四二  
分割してないもの（冷凍したものに限る。）

四・八%

○一〇七・四三  
脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

無税

○二〇七・四五

その他もの（冷凍したもの  
に限る。）

肝臓

その他のもの

がちようのもの

○二〇七・五一

分割してないもの（生鮮のも  
の及び冷蔵したものに限  
る。）

○二〇七・五二

分割してないもの（冷凍した  
ものに限る。）

○二〇七・五三

脂肪質の肝臓（生鮮のもの及  
び冷蔵したものに限る。）

○二〇七・五四

その他もの（生鮮のもの及

四・八% 無税

四・八%

四・八%

無税

に改める。

び冷蔵したものに限る。)

四・八%

○一〇七・五五

その他のもの（冷凍したものに限る。）

○一〇七・六〇

一 肝臓

無税

二 その他のもの

四・八%

ほろほろ鳥のもの

一 肝臓（冷凍したものに限

る。）

二 その他のもの

無税

四・八%

別表第二第〇一一・〇九項を次のように改める。

○二・〇九

家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他 の方法で抽出してないので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）

○二〇九・一〇 豚のもの

○二〇九・九〇 その他のもの

別表第二第〇三・〇一項を次のように改める。

○三・〇一 魚（生きているものに限る。）

観賞用の魚

○三〇一・一一 淡水魚

二 その他のもの

○三〇一・一九

無税 無税

別表第二第〇三・〇六項及び第〇三・〇七項を次のように改める。

○三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による

調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸氣又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

冷凍したもの

○三〇六・一一

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

一くん製したもの

○三〇六・一二

ロブスター（ホマ尔斯属のもの）

一くん製したもの

○三〇六・一四

かに

一くん製したもの

○三〇六・一五

ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

七・二%

三・二%

一 くん製したもの

三・二%

○三〇六・一六

コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープ

ローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

一 くん製したもの

三・二%

○三〇六・一七

その他のシュリンプ及びプローン

一 くん製したもの

三・二%

○三〇六・一九

その他もの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適

するものに限る。）を含む。）

一 えび

三・二%

(+) くん製したもの

二 その他のもの

七・二%

(+) くん製したもの

冷凍しないもの

## ○三〇六・二一

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

## 二 くん製したもの

三・二%  
四%

## ○三〇六・二三

ロブスター（ホマルス属のもの）

## 二 くん製したもの

三・二%  
四%

## ○三〇六・二四

かに

## 二 くん製したもの

七・二%  
三・二%

## ○三〇六・二五

ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

## 二 くん製したもの

四%  
三・二%

## ○三〇六・二六

コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープ

ローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

二 くん製したもの

三 その他のもの

○三〇六・二七

その他のシュリンプ及びプローン

二 くん製したもの

三 その他のもの

○三〇六・二九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

二 くん製したもの

(一) えび

(二) その他のもの

三 その他のもの

(一) えび

四%	七・二%	三・二%	四%	三・二%
----	------	------	----	------

○三・○七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

かき

○三〇七・一九

その他のもの

二 くん製したもののうち

貝柱以外のもの

い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）

その他のもの

二 くん製したものうち

○三〇七・三九

貝柱以外のもの

たこ（オクトapus属のもの）

○三〇七・五一 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

○三〇七・五九 その他のもの

一 冷凍したもの

二 くん製したもの

○三〇七・六〇 かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

二 くん製したもの

クラム、コツクル及びアークシェル（ふねがい科、アイスラン  
ドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい  
科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじ  
がい科、きぬたあげまきがい科、までがい科、しゃこがい科又  
はまるすだれがい科のもの）

六・四%

五%

六・四%

○三〇七・七九

その他のもの

二 くん製したもののうち

貝柱以外のもの

三 その他のもの

(三) その他のもののうち

はまぐり（乾燥したものに限る。）

あわび（ハリオティス属のもの）

その他のもの

二 くん製したもの

その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

その他もの

二 くん製したもの（うち

○三〇七・九九

六・四%

九%

六・四%

いか、スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝

柱以外のもの

別表第二第〇三・〇七項の次に次の一項を加える。

六・四%

○三・〇八 水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前にも又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）

なまこ（ステイコプス・ヤボニクス及びなまこ綱のもの）

○三〇八・一九 その他のもの

一 くん製したもの

六・四%

うに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセギヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）

○三〇八・二九

その他のもの

一 くん製したもの

○三〇八・三〇

くらげ（ロビレマ属のもの）

二 くん製したもの

○三〇八・九〇

その他のもの

三 くん製したものの

「 ○六〇四・一〇

こけ及び地衣

その他のもの

生鮮のもの

---

○六〇四・九一

---

その他のもの

無税 無税

---

別表第二第〇六・〇四項中

六・四%	六・四%
六・四%	六・四%

を

○六〇四・二〇 生鮮のもの

無税

に改める。

○六〇四・九〇 その他のもの

無税

別表第二第〇七・〇九項中

○七〇九・九〇 その他のもの

二 その他のもののうち

アーティチョーク

一・五%

その他のもの

に改める。

○七〇九・九一 アーティチョーク

一・五%

別表第二第〇七一三・三三号の次に次の二号を加える。

○七一三・三四 バンバラ豆(ヴィイグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイ

ア・スブテルラネア)

二 その他のもの

(一) 播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である

旨が政令で定めるところにより証明されたもの

三%

○七一三・三五

ささげ（ヴィグナ・ウンゲイクラタ）

二 その他のもの

(一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である

旨が政令で定めるところにより証明されたもの

三%

別表第二第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

○七一三・六〇 き豆（カヤヌス・カヤン）

二 その他のもの

(一) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨

が政令で定めるところにより証明されたもの

三%

別表第二第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。

○八〇一・一二 内果皮付きのもの

○八〇二・六〇 マカダミアナット

二・五%

無税

別表第二第〇八・〇一項中

○八〇二・九〇

その他のもの

を

マカダミアナット

○八〇一・六一

殻付きのもの

二・五%

○八〇一・六二

殻を除いたもの

二・五%

○八〇一・九〇

その他のもの

に改める。

一 ペカン

無税

別表第二第〇八・〇三項を次のように改める。

○八・〇三

バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

○八〇三・一〇

プランテイン

一 生鮮のもの

(一) 每年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

無税

二 ペカン

一〇%

(二) 每年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入される

もの

一一〇%

二 乾燥したもの

無税

○八〇三・九〇

その他のもの

一 生鮮のもの

(一) 每年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの

一一〇%

二 乾燥したもの

無税

別表第二第〇八・一〇項を次のように改める。

○八・一〇

その他の果実（生鮮のものに限る。）

○八一〇・二〇

ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー

三三%

○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント 及びグーズベリー	三%
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のヴァーキニウム属の果実	三%
○八一〇・六〇	ドリアン	二・五%
○八一〇・九〇	その他もののうち	
	ランブータン、パッショングルーツ、レイシ及びごれんし	二・五%
別表第二第〇八一一・九〇号中「サワーチェリー」の下に「(ブルヌス・ケラスス)」を加え、「なし」を「梨」に改める。		
別表第二第〇八一三・五〇号中「くり」の下に「(カスタネア属のもの)」を、「ピスタチオナット」の下に「コーラナット(コラ属のもの)」を加え、「(びんろう子を除く。)」を削る。		
○九〇四・一〇	どうがらし属又はピメンタ属の	
果実(乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。)		
別表第二第〇九・〇四項中		

一 小売用の容器入りにした  
もの

---

無税

とうがらし属又はピメント属の  
果実

○九〇四・二一

乾燥したもの（破碎及び粉碎  
のいずれもしていないものに限  
る。）

一 小売用の容器入りにし  
たもの

無税

○九〇四・二三

破碎し又は粉碎したものの

一 小売用の容器入りにし

無税

に改める。

別表第二第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

○九・〇七

丁子（果実、花及び花梗に限る。）

○九〇七・一〇

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

○九〇七・二〇

破碎し又は粉碎したもの

○九・〇八

肉、肉づく、肉づく花及びカルダモン類

肉づく

○九〇八・一

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉碎したもの

○九〇八・一二

一 小売用の容器入りにしたもの

肉づく花

○九〇八・二一

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

無税

無税

無税

無税

一 小売用の容器入りにしたもの

○九〇八・三  
破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

カルダモン類

○九〇八・三  
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

一 小売用の容器入りにしたもの

○九〇八・三  
破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

○九・〇九  
アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又は

カラウエイの種及びジユニパーべリー

コリアンダーの種

○九〇九・二  
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

一 小売用の容器入りにしたもの

無税

無税

無税

無税

○九〇九・二三

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

クミンの種

○九〇九・三一  
破碎及び粉碎のいずれもしてないものの

一 小売用の容器入りにしたもの

破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及び

ジユニパーべリー

○九〇九・六一  
破碎及び粉碎のいずれもしてないものの

一 小売用の容器入りにしたもの

無税

無税

無税

無税

○九〇九・六二 破碎し又は粉碎したもの

一 小売用の容器入りにしたもの

二 その他のもの

○九・一〇

しそうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーそ  
の他の香辛料

しそうが

○九一〇・一一

破碎及び粉碎のいずれもしてないもの

二 その他のもの

(一) 小売用の容器入りにしたもの

(二) その他のもの

破碎し又は粉碎したものの

二 その他のもの

(一) 小売用の容器入りにしたもの

無税

無税

無税

(二) その他のもの

○九一〇・二〇  
サフラン

一 小売用の容器入りにしたもの

○九一〇・三〇  
うこん

一 小売用の容器入りにしたもの

その他の香辛料

○九一〇・九一  
この類の注<sup>1(b)</sup>の混合物

一 カレー

二 その他のもの

(一) 小売用の容器入りにしたもの

その他のもの

○九一〇・九九  
一 小売用の容器入りにしたもの

無税

無税

無税

三・六%

無税

無税

一〇・〇一

ライ麦

一〇〇一・一〇

播種用のもの

一〇〇一・九〇

二 その他のもの  
二 その他のもの

別表第二第一〇・〇七項及び第一〇・〇八項を次のように改める。

一〇・〇七

グレーンソルガム

一〇〇七・一〇

播種用のもの

一〇〇七・九〇

二 その他のもの  
二 その他のもののうち

一〇〇七・九〇

二 その他のもののうち

関税定率法第一三條第一項の適用を受けないもの

一〇・〇八

そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物

一〇〇八・四〇

フォニオ (ティギタリア属のもの)

二 その他のもの

無税

無税

無税

無税

一〇〇八・五〇

キヌア（ケノボディウム・クイノア）

二 その他のもの

一〇〇八・九〇

その他の穀物

無税 無税

別表第二第一一・〇一項を次のように改める。

一一・〇一

穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）

一一〇一・九〇

その他のもの

四 その他のもののうち

ライ麦粉

七・五  
%

別表第二第一二・一二項を次のように改める。

一一・一二

海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に

供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

### 海草その他の藻類

#### 一一一一・一一

##### 食用に適するもの

###### 三 その他のもののうち

###### ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）

#### 一一一一・二九

##### その他のもの

###### 一 ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、

ところこんぶ属又はこんぶ属のもののうち

###### ふのり属のもの

##### その他のもの

#### 一一一一・九四

##### チコリーの根

四・五%

無税

八%

一一一・九九

その他もの

二 その他もの

無税

別表第一第一六〇四・一六号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一七

うなぎ

別表第二第一六・〇四項中

一六〇四・三〇

キャビア及びその代用物

一六〇四・三一

キャビア

四・八%

に改める。

一六〇四・三二

キャビア代用物

四・八%

に改める。

別表第二第一六・〇五項を次のように改める。

一六・〇五

甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存

に適する処理をしたものに限る。）

一六〇五・一〇

かに

二 その他もの

## シュリンプ及びプローン

一六〇五・二一

氣密容器入りでないもの

一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍  
し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

三・二%

一六〇五・二九

その他のもの

一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍  
し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

三・二%

一六〇五・三〇

ロブスター

一 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍  
し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

三・二%

一六〇五・四〇

その他の甲殻類

一 えび

(一) 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍

し、塩藏し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

二 その他のもの

軟體動物

一六〇五・五一

かき

一六〇五・五二

スキヤロップ（いたや貝を含む。）

一六〇五・五三

い貝

一六〇五・五四

いかのうち

氣密容器入りのもの

たこ

一六〇五・五五

クラム、コツクル及びアークシエル

一六〇五・五七

あわび

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

一六〇五・五八

その他もの

一六〇五・五九

三・二%

七・二%

七・二%

七・二%

七・二%

九%

七・二%

七・二%

七・二%

七・二%

## 一 いかのうち

氣密容器入りのもの

## 二 その他のもの

その他の水棲無脊椎動物せい

一六〇五・六一 なまこ

一六〇五・六二 うに

一六〇五・六三 くらげ

一六〇五・六九 その他のもの

一 うに

二 くらげ

三 その他のもの

七・二%	九%
八%	八%
八%	八%
八%	八%

別表第二第二〇・〇三項を次のように改める。

一一〇・〇三 調製し又は保存に適する処理をしたきのこと及びトリフ（食酢又は

酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものと除く。)

---

二〇〇三・九〇 その他のもの

---

一 トリフ

(一) 気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

(二) その他のもの

別表第二第二〇〇八・一九号中「いつた」を「煎つた」に改め、「ベーゼルナット」の下に「（コリュルス属のもの）」を加える。

---

二〇〇八・九二 混合したもの

---

一 ミックステッドフルーツ、

フルーツサラダ及びフ

ルーツカクテルのうち

砂糖を加えてないも

---

別表第二第二〇・〇八項中

---

四・八%  
五・三%

---

を

二〇〇八・九三

クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）

一 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

二〇〇八・九七

混合したもの

一 ミックスドフルーツ、

フルーツサラダ及びフ

ルーツカクテルのうち

砂糖を加えてないも

五・五%

に改める。

の

二五四

三%

の 一 三%』

別表第二第二〇・〇九項を次のように改める。

二〇・〇九

果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他

の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

二〇〇九・八九 その他のもの

二 野菜ジュース

(二) その他のもののうち

気密容器入りのもの

七・六%

別表第四第二項中「第二七一〇・一一号の一の(一)のAの(b)、B若しくはC、(二)若しくは(三)」を「第二七一〇・一二号の一」に改め、「第二七一〇・一九号の一」の下に「第二七一〇・一〇号の一」を加え

る。

別表第四第一項中「第五八〇一・二四号の一、第五八〇一・二五号の二」を削り、「第五八〇一・二六号の二の〔〕」の下に「第五八〇一・一七号の二」を加える。

別表第五第一項を次のように改める。

一 関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第〇三〇一・九九号の二の 〔〕、第〇三〇一・四一号、第〇三〇一・四二号、第〇三〇一・四三号の一、第〇三〇一・ 四四号、第〇三〇一・四五号、第〇三〇一・五一号、第〇三〇一・五四号の一、第〇三〇 二・五五号、第〇三〇一・五九号の一、第〇三〇一・八九号の一、第〇三〇一・五一号、 第〇三〇一・五三号の一、第〇三〇一・五四号、第〇三〇一・五五号、第〇三〇一・六三 号、第〇三〇一・六六号の一、第〇三〇一・六七号、第〇三〇一・六九号の一、第〇三〇 三・八九号の一、第〇三〇一・九〇号の一、第〇三〇四・四四号の一、第〇三〇四・四九 号の一、第〇三〇四・五三号の一、第〇三〇四・五九号の一、第〇三〇四・七一号、第〇 三〇四・七四号の一、第〇三〇四・七五号、第〇三〇四・七九号の一、第〇三〇四・八六
--

号、第〇三〇四・八九号の一、第〇三〇四・九四号、第〇三〇四・九五号の一、第〇三〇四・九九号の一、第〇三〇五・一〇号、第〇三〇五・五一号、第〇三〇五・六一號から第〇三〇五・六三号まで、第〇三〇七・二一号、第〇三〇七・二九号の一若しくは三、第〇三〇七・七一号の一又は第〇三〇七・七九号の一の(一)若しくは三の(一)に掲げる物品  
関税率表第〇三〇二・九〇号の一又は第〇三〇五・二〇号の三に掲げる物品のうち  
たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

関税率表第〇三〇五・三二号に掲げる物品のうち

たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)

関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる物品のうち

にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の

(二)若しくは三の(一)又は第〇三〇五・七九号の二の(一)若しくは三の(一)に掲げる物品のうち  
にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のも  
の)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメ  
ウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラカルス属又はデ  
カプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

関税率表第〇三〇七・四一号又は第〇三〇七・四九号の一若しくは三に掲げる物品のうち  
もんじういか(セピア・オフィキナリス)以外のもの

関税率表第〇三〇七・九一号又は第〇三〇七・九九号の一若しくは三に掲げる物品のうち  
いか(もんじういかを除く。)、スキヤロップ(いたやがい科のもの)及び貝柱

別表第五第四項中「第一二一一・一二〇号の一の(一)又は(二)」を「第一二一一・二一號の二又是一」に、  
「第一二一一・一二〇号の一の(三)」を「第一二一一・二一號の三」に改める。

別表第五第五項中「第一七〇一・一一号の一、第一七〇一・一二号の二」を「第一七〇一・一二号的  
二、第一七〇一・一四号の二」に、「分みつ糖」を「分蜜糖」に改める。

別表第五第七項中「分みつ糖」を「分蜜糖」に、「第一二一一・一〇号」を「第一二一一・一一号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の九の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十  
五条の二の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十条の二の改  
正規定、同法第三十条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十三条の三の改正規定、同法  
第六十三条の改正規定、同法第六十七条の二の改正規定（「関税暫定措置法第八条の二第一項第二号  
(特恵関税等)」に規定する特定鉱工業產品等であつて同項）を「メキシコ協定第五条1（メキシコ協定  
附属書一の日本国の中において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲  
許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の三の

改正規定、同法第六十七条の十一及び第六十七条の十二を削る改正規定、同法第六十七条の十を同法第六十七条の十二とする改正規定、同法第六十七条の九の改正規定、同条を同法第六十七条の十一とする改正規定、同法第六十七条の八の改正規定、同条を同法第六十七条の十とする改正規定、同法第六十七条の七を同法第六十七条の九とする改正規定、同法第六十七条の六の改正規定、同条を同法第六十七条の八とする改正規定、同法第六十七条の五を同法第六十七条の七とする改正規定、同法第六十七条の四の改正規定、同条を同法第六十七条の六とする改正規定、同法第六十七条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十七条の十三の改正規定、同法第六十九条の十一の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る部分に限る。）、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十五条の改正規定、同法第一百五条の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分に限

る。）、同法第百十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分を除く。）及び同法第百十五条の二の改正規定並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。第四号において「地位協定臨特法」という。）第五条の改正規定及び附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号。次号及び第三号並びに次条第一項において「輸徴法」という。）第十二条の改正規定 平成二十三年十月一日

二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十二条の規定 平成二十四年一月一日

三 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輸徴法第二十条の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第百五条の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式

その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。）、同法第百五条の二を同法第百五条の三とする改正規定、同法第百五条の次に一条を加える改正規定、同法第百十四条の二の改正規定（同条第十号の次に一号を加える部分に限る。）及び同法第百十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第三号に規定する日

五 第三条中関税法第六十九条の二の改正規定及び同法第六十九条の十一の改正規定（「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る部分を除く。）不正競争防止法の一部を改

正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の関税法（以下「新関税法」という。）第七条の十五及び第十四条から第十四条の三までの規定（これらの規定を輸徴法第六条第六項又は附則第八条の規定による改正後の輸徴法（以下この項において「新輸徴法」という。）第二十条において準用する場合を含む。）は、前条第三号に定める日以後に新関税法第十四条第四項（新輸徴法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する法定納期限等が到来する関税及び内国消費税（輸徴法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に第三条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第十四条第四項（附則第八条の規定による改正前の輸徴法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する法定納期限等が到来した関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2 新関税法第八十八条の二第一項の規定は、前条第四号に定める日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧関税法第八十八条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

3 新関税法第一百五条第一項第六号の規定は、前条第四号に定める日以後に同項第六号に規定する輸入者等

(以下この項及び第五項において「輸入者等」という。)に對して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該輸入者等に對して当該調査に係る旧関税法第一百五条第一項第六号の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。)に係るもの除去。)について適用し、同日前に旧関税法第一百五条第一項第六号に掲げる者に對して行つた質問又は検査(経過措置調査に係るもの包含。)については、なお従前の例による。

4 新関税法第一百五条第二項、第四項(同条第二項に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、前条第四号に定める日以後に提出される新関税法第一百五条第二項に規定する物件について適用する。

5 新関税法第一百五条の二の規定は、前条第四号に定める日以後に輸入者等に對して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(経過措置調査に係るもの除去。)について適用する。  
(とん税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後のとん税法第十条の三第一項の規定は、附則第一条第四号に定める日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした第四条の規定による改正前のとん税法第十条

の三第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対す  
る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国  
における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日  
本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次の  
よう改正する。

第五条第一項中「第二十条の二第一項及び第二項」を「第二十条第三項及び第四項、第二十条の二(第  
三項を除く。)」に改め、同条第二項中「前項但書の」を「前項ただし書の」に、「前項但書に」を「同

項ただし書に」に改め、同条第四項中「第二十条及び」を「第二十条第一項及び第二項並びに」に改める。

第十条第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「特定輸出貨物」を「特例輸出貨物」に改める。

第十六条第二項中「第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二

七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号」に改める。

第二十条中「第十四条の二第一項」を「及び第十四条の二第一項」に改め、「及び第十四条の三第一項（還付請求権の時効）」を削り、「徵収又は還付」を「又は徵収」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第二七一〇・一一号の一の(二)のBの(2)若しくは第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(2)に掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一一号の一の(二)のBの(2)若しくは第二七一〇・一九号の一の(一)のBの(2)に掲げる灯油又は同表第二七一〇・一一号の一の(三)若しくは第二七一〇・一九号の一の(二)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

四 関税暫定措置法別表第一第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの（本邦に到着した時においてこれららの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混

合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)で、農林漁業の用に供するもの

第十条 稟税特別措置法の一部を次のように改正する。

第九十条の三の四第一項中「別表第二七一〇・一九号の一の〔〕」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の一の〔〕」を加え、「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一一号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に改め、同項の表の第一号の中欄中「第二七一〇・一一号の一の〔〕」又は第二七一〇・一九号の一の〔〕」を「第二七一〇・一二号の一の〔〕、第二七一〇・一九号の一の〔〕又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕」に改め、「第二七一〇・一九号の一の〔〕」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕」を加える。

第九十条の四第一項第二号中「第二七一〇・一一号の一の〔〕のC」を「第二七一〇・一二号の一の〔〕のC又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕のC」に改め、同項第三号中「第二七一〇・一一号の一の〔〕のBの(2)若しくは第二七一〇・一九号の一の〔〕のBの(2)」を「第二七一〇・一二号の一の〔〕のBの(2)、第二七一〇・一九号の一の〔〕のBの(2)若しくは第二七一〇・二〇号の一の〔〕のBの(2)」に、「第二七一〇・一一号の一の〔〕若しくは第二七一〇・一九号の一の〔〕」を「第二七一〇・一二号の一の〔〕、第二七一〇・一九号

の一の〔〕若しくは第二七一〇・二〇号の一の〔〕に改め、同項第四号中「第二七一〇・一九号の一の〔〕のAの(b)」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕のAの(b)」を加える。

第九十条の六第一項中「第二七一〇・一九号の一の〔〕のA」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕のA」を加える。

第九十条の六の二第二項中「第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号」に改め、「第二七一〇・一九号の一の〔〕」の下に「又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕」を加える。

(石油石炭税法の一部改正)

第十一条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号」に改める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要

があると認めらるべきは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。